

1. 件名：放射性物質分析・研究施設第1棟におけるRI使用施設の申請に係る面談
2. 日時：令和4年3月30日（水） 13：30～14：15
3. 場所：原子力規制庁7階打ち合わせスペース①（テレビ会議システムにより実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

宮脇安全管理調査官、廣上放射線検査官、谷本放射線安全審査官、高田係員

日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）

福島研究開発部門 大熊分析・研究センター 施設安全部次長 ほか4名

安全・核セキュリティ統括部次長 ほか2名

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電」という。）

福島第一廃炉推進カンパニー

廃棄物対策プログラム部 JAEA 分析・研究施設 PJG 員 1名

防災・放射線センター 放射線・環境部 保安総括 G 員 1名

5. 要旨

(1) JAEA から、2月14日付け申請の大熊分析・研究開発センターの使用許可申請の内容について、当該申請書（資料参照）に基づき以下の①から④に関する説明を受けた。

- ① 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大熊分析・研究センターにおいて、密封されていない放射性同位元素を使用するために必要な作業室、汚染検査室、測定室、貯蔵箱等を設けること、また、設備としてグローブボックス、フード等を設けるとともに、作業室の排気を行う排気設備、排水に必要な排水設備、廃棄物を保管するための保管廃棄設備を設けること。
- ② 当該施設における実効線量の計算及び評価並びに放射性同位元素の空気中及び排水中の濃度の計算及び評価を行っていること。
- ③ 密封されていない放射性同位元素について使用施設において一時保管を行うこと。
- ④ 排水設備の排水及び固体状の放射性同位元素については東京電力ホールディングス株式会社へ引渡しすること。

(2) 原子力規制庁より、主に以下のコメントを伝えた。

- (本申請に係る放射性同位元素の使用は、福島第一原発事故を端緒とするものであり、独特な経緯を有するものであるため)本申請に係る放射性同位元素の取扱いについて、その使用の目的、方法、管理及び施設の概要等に係るものを含めて、それらの説明を申請書に記載されたい。また、特に廃棄するものについては、許可使用者たる東京電力ホールディングス株式会社に引き渡して保管廃棄を委託するものと、許可廃棄業者に引き渡すとするものとの区別や、それらの取扱いに係る考え方や、流れについても分かりやすく申請書に記載されたい。
- 本申請において、「一時保管」と位置付けるものについては、放射性同位元素等規制法上との対応について、整理してその内容を申請書に記載されたい。
- (3) 上記(2)のコメントについて、JAEAからは、申請書に記載する内容を検討し、次回の面談において示す旨の回答があった。
- (4) 次回の面談は、上記(3)の検討状況又は検討結果を踏まえ、開催するものとした。

6. 資料

- ・資料1「放射性同位元素の使用許可申請書」